

持続する志 二二

― 秋月悌次郎の諸国巡歴と『観光集』・『觀察窺班』

中西 達治

はじめに

継嗣子秋月胤継が編纂した秋月悌次郎の遺稿集『韋軒遺稿』に収録された羽峯南摩綱紀の「秋月子錫墓碑銘」には、「既而以藩命歴遊海内、觀察察俗、著觀光集七卷。又録列藩名君賢臣事実為十卷、供藩主施治之資。」とある。これによつて従来秋月悌次郎は、諸国漫遊の後その成果を、『観光集』七卷、『列藩名君賢臣事実』十卷にまとめ藩庁に提出したと考えられていた。ところが近年になって、『観光集』の附録部分の刊本、あるいは『觀察窺班』という著作の存在、さらに『観光集』巻八の存在が確認されるなど、新たな発見が相次いでいる。本稿は、そうした著作の概要を整理しようとするものであるが、あわせて悌次郎の諸国遍歴の実態にも迫りたいと思う。

一 安政六年（一八五九）二月、秋月悌次郎は、安政四年一月下旬より学んだ華岡流整骨術の図録を作成している。（『日本整骨医学史』）昌平覺退寮後の生活に一段落つけた彼は、藩に願い出てその許可が得られたので、この年より翌万延元年までおよそ一ヶ年間上方、西国を遊歴することとなった。いわゆる諸国漫遊であるが、この当時は当然のことながら、単身での自由行動が許されていたわけではない。訪問先との関係や、費用の問題など注目すべき点が多い。特に悌次郎のように、正規の藩士ではない諸生身分の者にとって、旅先での身分の保

障、費用の捻出は大きな問題であった。ここで藩命によるということの重みが分かつてくる。結果報告を義務づけられての公費支出があったということである。さらにまた、訪問先についても、従来は、彼が昌平覺の寮生時代に培った各藩儒学者とのネットワークによつてというふうな考えられている。その辺り、薩摩は他国の者にきびしかったといわれているが、他の藩もそれほどではなくとも入国させ、城下に居留させるについてはそれなりの制約があったはずである。単にそういう人脈があつただけですんなり入国が認められたかどうか、やはり気になる点である。こうした疑問点に対する答ともいべき事例がいくつもある。

悌次郎の諸国漫遊に先だつて安政二年から四年にかけて諸国漫遊した会津藩士がいる。南摩綱紀である。彼は安政四年二月、諸国漫遊して薩摩を訪れた。この時の薩摩藩の対応の様子が、薩摩藩士市来四郎の日記に記されている。（上村 文「史料紹介『市来四郎日記』」「黎明館調査報告 第十七集」鹿児島県歴史資料センター黎明館 平成十六年三月十九日発行。この項、内倉昭文氏のご教示による。）市来四郎は、文政十一年生まれでこの時三十歳、藩主島津斉彬の側近の一人であった。対する南摩は悌次郎より一歳年上で三十五歳である。その日記によると、南摩は二月十六日から十九日まで滞在し、薩摩藩士らと対談している様子がうかがわれる。興味深いのは、入国の前日、

市来が訪問される山田から相談を受けていることで、この件については、岩城三郎左衛門と共に、種々評議に及んだとあり、受け入れるに ついての事前審査とでもいふべき話し合いがなされたということであろ う。南摩について付されている「元来山田が門人二而一往は蘭学稽古もいたし候人之由、漢学ニ達したる人之由」という寸評がこの間の事情を物語っている。翌日山田の家を訪れた市来は、夜遅くまで対談し、為書き入りの揮毫をさせたとある。出発前日、山田から旅行費用をやって欲しいとの申出を受けた市来は、岩城を通じて十兩を与えて いる。翌日別れに際しては送別の詠詩の贈答があったという。

今一つは、倅次郎自身に関わる情報である。

安政六年四月七日、倅次郎は土屋鉄之助と共に和歌山の紀州藩督学 川合梅所(豹蔵)を訪問した。川合の妻小梅は、この時のことを以下 のように日記に記している。(『小梅日記』東洋文庫本。)

○四月七日、昼まへアイズの土屋鉄之助・秋月倅次郎、学問修 行の為に来る。先日上より追付来る筈也とさた有し筋也。兩人に 逢。(下略)

これを見ると分かるように、倅次郎らの和歌山訪問は、江戸の藩邸 から通達があったのである。この日の夜に、彼等は再度川合宅を訪問 する。以下、日記には和歌山藩士達とのさまざまな交流の内容が記さ れている。

○八日 晴天。修行者の事に付、向笠三之丞より只今来る様申越 候に付、直に行。帰りに又小浦惣内方へ行。(中略) 兩人の修行 者は十一日に和歌へ船にてつれ行よし。仁井田・八十一郎・轍 輔・市川等計也。上より御内々百目程出候筈。十二日は此方へよ び候約束、弥の処は十日に定まるよし也。(下略)

○十日 朝雨降。段々上る。御城講釈にて出。又学校えも行に 付、昼過より弁当取に増吉帰るに付、有合物をもたせやる。八つ

比帰る。今日戸田金左衛門殿召状。兼て願込有之候隠居願済。家 督は三郎九郎へ被仰付、大組のよし。外に高橋省安よりも知らせ 来る。御さちい(察医)に成候よし。七つ比芳右衛門さそひに来 る。増吉を久下へ送り、及び廻状もたせやり、帰るを待かね、梅 本へ芳右衛門とつれて行。跡から増吉行。五つまへ増帰る時、又 雨降。雨具持て行べきや杯言内、又晴天に成。同刻御用部屋より 手紙来る。三通。広田空之右衛門よりは、金左衛門隠居に付、其 代り丹後守殿に成候に付、此よし塚山又太郎へ申渡候様との事。 金沢弥右衛門よりは、近日学校にて改役の面々御試有之事申来 る。山田庄右衛門よりは、妻木加左衛門と松本幾三郎え文武場え 罷出、御用人頭取之差図得相勤候様申渡候との事。雄輔と小梅と して三通の返事書。○今日馬継より、いとさま御祝ひ申とて白も 綿一反よこす。交ずし一重と。八つ比戸田より帰る。ねる時は七 つ比也。大に御馳走にて有之候よし。

○十一日快晴す。今日奥州の書生二人を和歌へ船にてつれ行よ し。同伴は野呂・市川・岩橋等也。上より百目程お出しにて、料 理船も行との事。(下略)

○十二日 快晴す。今日学校において中よう(庸)の会有。初て 也。奥州の者、学校拜見致度旨申出候に付、拝見さす。通官共義 (議)論八つ過相済、午時過より相初る。今晚土屋・秋月を此方 へつれ来り候様、八十一郎へ申置。右に付、相はん人通官共も一 所によぶ。七つ過より八十一郎、田中善之助・静吉郎と来り待。 夕方よりくり山・つか山・山本・辻野ら来る。跡より土屋と秋月 と来る。又跡より仁井田源一郎来る。合十四人。左之通。

土屋 秋月 仁井田 野呂 同 田中 辻野 小林 山本 く り山 つか山 市川 伊藤 岩橋 鉄輔 仁井田の家来(中略) 人数十四五人

夜九つ比帰る。(下略)

藩庁から内々費用を出しての和歌浦見物、藩士の家での饗応など、厚遇されている様子がよく分かる。悌次郎らは、学校拝見を願い出て許され、講義の様をつぶさに見学、その夜は、川合梅所の家でもてなしを受けているのである。

以下悌次郎のその後の旅の様子を、『韋軒遺稿』、『塵壺』(河井継之助日記・東洋文庫本)などによって確認してみよう。

▽七月二十八日、備中松山に山田方谷を訪ね、旅館花屋で方谷に師事して滞在中の河井継之助に会う。継之助、土佐の風俗、政情について秋月より話を聞く。(『塵壺』)

▽八月、薩摩にあつて大山綱義と会う。

▽十月四日、河井、佐賀の反射炉を見る。この製作者の名を長崎にて悌次郎より聞く。(『塵壺』)

▽十月十二日、長崎で河井継之助と同宿。河井、秋月と同行して、鮫を買ひ、また秋月の世話により観光丸を見学。中国人と交流。秋月の詩に、中国人すぐさま追和の詩を書く。(『塵壺』。なおこの時の記事について、従来「カン／＼カン」という音を出して詩作するのを悌次郎としているが、ここは中国人通詞が秋月の詩に追和する際中国語で響きを確かめているということではないかと思われる。)

▽十月十八日、卯二つ酒一合を持参、長崎を発つ河井を見送る。(『塵壺』)

▽十月二十二日、河井、熊本の木下真太郎を訪ねる。席上秋月の話出る。(木下は、横井小楠・元田永孚の師。)(『塵壺』)

▽十一月、桜島大根を藩士から贈られる。(『観光集』巻七 薩摩)

二
では、藩の入国許可が得られていなかったときはどうなるのだろうか。『観察窺班』巻三 土佐に次のような記事がある。

余西游ノ次、将サ二南土佐ニ游ハントス。ソノ国禁ノ嚴タルヲ以テ本藩ニ請ヒ、彼ノ邸吏ニ簡シ、余等ソノ治城ニ往イテ儒職等ニ逢フコトヲ得セシム。答書未タ来ラズ江戸府ヲ発ス。途中謂ラク、土佐人等吾カ藩ニ来ルコトアレハ、蓋已ニ許可ス。阿波ヲ過キ已ニ土佐ニ入ル。関吏藩命無キヲ以テ関ニ入ルコト許サズ。乃チ余カ来ル由ヲ言ヒ、郵馳シテ高知政府ノ吏ニ問ハシム。ココニ於テ関吏私カニ関内甲浦ニ宿セシム。高知城是ヲ去ルコト殆ント三十里、待ツ十二日ニシテ報告始メテ来ル。曰ク江戸ニシテ已ニソノ来ルコトヲ辞スト。余等憊然トシテ帰ル。今コノ記スル所、甲浦土人言フ所ト又嘗テ聞ク所ナリ。兼テコノ近国ノ人ニ就テ参正スルモ、蓋伝聞誤謬多カラン。

西国歴遊を計画したとき、土佐は入国管理がきびしいと分かっていたので、会津藩から土佐の江戸藩邸に書簡を出して貰い、許可を得ておこうとした。出発時になつても返事が来なかったが、会津の場合は、土佐人が会津城下に到着して許可を求めてきた場合はすぐに許可をしている。それと同じように事が運ぶだろうと、そのまま出発した。さて土佐国境に到着すると、役人が許可されていないといって、入国させてくれない。これまでの経過を説明すると、役人は、悌次郎らをしばらく甲浦に留め置いた。待つこと十二日、高知城から届いた返事は、江戸において断っていたはずだとのこと、やむなくここを立ち退いた。

おおよそこういうことになろうか。この国の情報については、実地踏査ができていない。伝聞のみにてまとめたという付記があるゆえんである。紀州城下における厚遇ぶりばかりではなく、遍歴途中の他の諸国においては、多かれ少なかれこうしたトラブルはいろいろあったことであろう。

こうした苦労を重ねて、『観光集』はまとめられたのである。

三

『觀光集』は現在、新村出記念財団重山文庫に卷一（山城・攝津・肥前・和泉・大和・駿河）卷二（相模・駿河・遠江・参河・尾張・伊勢）卷七（薩摩・琉球 終り四分の一ほどは別内容）の写本が残されている。これとは別に卷七（薩摩・琉球）の写本が鹿児島県立図書館と東京大学史料編纂所に所蔵されている。鹿児島県立図書館本は、島津家文書からの写本であり、押印によって大正六年に筆写されたことが分かる。東大史料編纂所のもものは、これをさらに筆写したものである。重山文庫所蔵の三冊は、いずれも手製の紙表紙に、表題が墨書してある。卷一は凡例の後本文開始丁の冒頭、卷七は開始丁に「觀光集卷〇 秋月胤永編述」、卷二は「觀光集卷〇」として各国各藩の記事を記載する。各ページ十行、一行当たり平均二十二字、整然とした楷書片仮名交じり文によって綴られている。卷七などは、冒頭部分からしばらくは一ページ十行一行当たり二十二字、縦横はかったような文字配置になっている。附録部分は、各ページの行数はそれまでと同じく十行であるが、それまでと異なり、字体は流麗な平仮名行書体で、字数も不揃いである。本体部分との意味づけの違いを示すものである。鹿児島県立図書館本は、ペン書きで縦野入りの用紙に書写されており、各ページ十二行、一行当たり十九字、字間均等である。附録部分は重山文庫同様平仮名行書体で筆記されている。用字に多少の相違があるが、内容は全く同じである。これを見ると、鹿児島県立図書館本は、重山文庫、もしくは重山文庫と祖本を同じくする原本を、形式を踏襲して丁寧な書き写されたものであることが知られる。

四

これらはいずれも写本であるが、秋月一江氏は、『秋月悌次郎詩碑建立記念誌』（平成二年十月初版発行、参照したのは平成八年七月発行第二版）において、

彼は（中西注、秋月悌次郎）安政四年（一八五七）に、藩命を

受けて、全国有数の名藩に赴き、その藩の政治・経済・文化・教育等の諸般にわたり、約一ケ年間に及ぶ全国漫遊の途に上った。行った先の地は凡そ、松山・長州（萩）・長崎・鹿児島・熊本等であり、詳細周密に視察した後、帰藩後彼は「列藩名君賢臣事実」と「觀光集」を著してこれを藩に献上した。

筆者は右の著書が、何処にか無いかと、長年にわたり捜していたが、未だに「列藩名君賢臣事実」は見付からず、ただ「觀光集」の中の、銀台遺事、附録十五の一冊が私の家の書庫から見付かった。飛び上る程の喜びであった。その一部分をコピーして掲載してみると次のようなものである。

と自宅において『觀光集』刊本が見つかったことを報告し、同書冒頭部の一、二丁表裏を紹介して内容の解説をしている。

続いて「歴史春秋」第34号（会津史学会編、平成三年秋）において、「觀光集附録十五」という題名で、秋月一江氏により、刊本の解題翻刻が掲載された。この翻刻は、一江氏が指導していた朔日会（女性古文書研究会）によって解読されたものである。図らずもそのメンバーの一人であった畑 洋子氏から、研究会の時のコピー集を拝借して、概要を確かめることができた。また時を同じくして、一江氏のご遺族、秋本孝真氏・中村絃子氏から本文と共に解読文を併記した全冊のコピーをご提供いただき、当該書籍の全貌を知ることができた。

「銀台遺事」は、肥後国熊本藩主細川重賢（一七二〇～一七八五）のエピソードを、藩校時習館教授高本紫溟がまとめたもので、寛政二年（一七九〇）に成立している。書名は重賢が芝白銀に住み銀台侯と称されていたことに因む。

残念ながらこのコピーの原本は現在所在不明であるが、このコピー集を見ると、表紙には、「觀光集附録 十五」と楷書書きの刷り題簽

が貼られており、本文第一丁表の冒頭も楷書体で、「観光集卷十五附録 秋月胤永撰述」とあるが、「銀台遺事 三」で始まる本文部分は、流麗な行書体である。内容は、公刊されている「銀台遺事」と同じである。もしかするとこの刊本は、流布していた「銀台遺事」の一つを版下に用い、冒頭部分だけこのように訂正したものかも知れない。一江氏の紹介コピーでは見えていないが、冒頭第一丁表の枠外上部には、三行書きの長枠蔵書印が押されていることが分かる。周囲は不鮮明で判読できないが、中の部分は「外嶋氏」と読める。刊本まで出されてきたということであるならば、その他の巻がいつ現れてもおかしくはないと思うのだが、その辺りは将来を待つしかない。翻刻は、宋紫岩の奉った詩の冒頭「恭頌」で終わっているが、刊本にはこの後に、「肥後侯徳政五言三十韻并祈 教正之」で始まる長詩を記した一丁分と、編集後記ともいべき内容の最終ページ半丁分がある。

たまたま、この冊子が発見されたことにより、これ以前にも、「銀台遺事」を内容とする、先行二巻すなわち「観光集」附録の卷十三・十四が存在することは確かなこととなった。これらが、秋月悌次郎の西国漫遊の成果である著作集「列藩名君賢臣事実」とどのような関係になるのかは定かでないが、藩公に提出されたという著述が、刊本化されるなど、「観光集」とその周辺著作については、解明すべき点が多々ある。

五

一方これとは別に、盛岡市中央公民館には、秋月胤永編の『觀察窺班』三冊が収蔵されている。卷一（山城・摂津・兵庫・大和・和泉・駿府・駿河）卷二（相模・遠江・参河・尾張・伊勢・紀伊・若山・和泉）卷三（阿波・土佐）の三巻で、茶渋色表紙に、「觀察窺班一〇三二」と記した金箔を散らした題簽が貼り付けられている。第三巻の題簽の三の横には、「止」とあり、これで完結していることが分かる。各

十一行、楷書片仮名交じり文によって丁寧に書写されているが、文字は不揃いで能筆とは言いがたく、一行当たりの字数は不定である。これらがどのような意図で書写されたのかは分からないが、内容を見てみると『観光集』の抄出という趣がある。『観光集』を研究する際には、併せ見るべきものということが云えよう。

六

最近東大史料編纂所の調査によって盛岡歴史文化館南部家図書『慶応丁卯雜記』中に『観光集』卷五・卷八が収録されていることが明らかとなった。南部家蔵『慶応丁卯雜記』は、名前が示すとおり、南部家にあつた慶応三年の年間記録文書集成であり全十二巻からなる。（当初『慶応丁卯雜記』は、全十一巻とされていたが、後、『慶応四戊辰雜記』の卷一が慶応三年分であることが分かったため、題簽を訂正してこちらに送られて来たものである。）『観光集』は、このうち、『慶応丁卯雜記』卷五の末尾に卷五が、同じく卷六の初めの部分に卷八が収録されている。取り上げられているのは、播磨・備前・備中・備後・安芸・長門（卷五）、日向・高財・延岡（卷八）である。

いつこうした分類集成がなされたかは分からないが、『慶応丁卯雜記』は、年初から年末までの文書類を順次配列してある。全巻紙質は同じであり、まとめて同時期に書写されたものであることをうかがわせる。観光集が収録されている巻は、『観光集』の部分を除いていずれも流麗な行書体であるが、書写の字体は文書毎に変化しており、できるだけ原典に近い筆跡を残そうとしているようである。『観光集』の部分は、改丁した表部分に、「観光集卷〇 秋月胤永撰述」として、以下『観光集』の他の写本と同じように各国毎に藩政の記録が記されている。各丁の片面は十一行、一行二十四字詰め、楷書片仮名交じりで正確な字体であるが、文字に大小の差があり、重山文庫本の如く、左右に文字が配列されたような雰囲気ではない。また重山文庫本の筆

跡と比べて稚拙の感は免れない。先にも記したように原典をできる限り正確に写そうとした結果であろう。そう考えると慶応三年に南部藩の目に触れた『観光集』二冊は、重山文庫の系統とは異なる系統であった可能性が高いと言わざるを得ない。ただし両書の字体が近似している感は否めず、二つの写本の原典の書写者が同一人物である可能性はある。

この点について小林修氏は、「秋月胤永の幕末期西国遊歴考（上）——『観光集』と『負笈管見』（南摩綱紀）——」（『歌子』第二十号、実践女子短期大学日本語コミュニケーション学 二〇一二年三月刊。）において、『観光集』についての書誌的考察をされており、その中で重山文庫所蔵本を、「秋月の直筆原本かそれに近い写本である可能性が高い。」とし、この盛岡歴史文化館所蔵慶長丁卯雜記本については、盛岡藩士那珂梧楼が戊辰戦争時の罪を問われ、明治元年から二年にかけて東京芝の金地院に幽閉された時の日記『幽囚日録』の明治二年六月二十一日の記事に、「隣蔵も海苔など持て来て暫し物語し、会津藩士秋月悌二郎が直筆にて書たる観光集五巻貸したりき。」とあることに注目し、

隣蔵は盛岡藩御勘定奉行を務めた田鎖隣蔵。奇しくも秋月も同様に戦犯として東京の獄に送られ、この時期熊本藩邸に幽閉されていたが、翌二二日には美濃高須藩預りとして東京を出発する身の上にあった。那珂梧楼が秋月直筆の「観光集」を所持していた経緯は詳らかにしないが、二人の交流を考えれば、遊歴後遠くない時期に直接贈られたものと考えられる。とすれば、この那珂梧楼旧蔵の「観光集」巻五が南部家図書と押印された『慶応丁卯雜記』中のもので同一である可能性が高い。これが秋月直筆とすれば、巻八も同一の筆跡であるところから見て、同様にこれも直筆本と推定される。

と断定された。『那珂梧楼日記』の本文には、確かに秋月悌二郎直筆の『観光集』五巻を「貸したりき」とあるが、前文は田鎖隣蔵が那珂梧楼の許に海苔などを持ってきてしばらくものがたりしたとあり、いわゆる主語は隣蔵である。だとすれば、次の主語も前文と同じ隣蔵と考えることもできる。日記の本文を素直に読めば、貸したのは田鎖だと読めないこともない。小林氏の説の通り、交友関係からいえば、『観光集』の五巻の所有者は、那珂梧楼ということになるが、これだけではつきりそうとは断定できないのではないだろうか。何よりも『慶長丁卯雜記』所収の『観光集』巻五、巻八は、『慶長丁卯雜記』の巻五、巻六の一部であり、原本の写しである。南部家図書とも押印されてはいない。誤解が一部あるようである。盛岡歴史文化館蔵本『慶応丁卯雜記』から分かることは、慶応三年に、盛岡藩では、重山文庫本と筆法を同じくする『観光集』の写本巻五、巻八が所有しもしくは借覧されていたということである。重山文庫所蔵本が秋月胤永の自筆か否かについては、秋月孝眞家に伝来する秋月悌二郎の書簡二百通以上、建白書や容保公名での嘆願書の写しなどをこれまで見てきた印象から見て、自筆の可能性が高いとは以前から思っていたが、未だはっきり断定するには到らない。

七

先にも記したように、従来『観光集』は、南摩羽峯が撰文した秋月悌二郎墓碑銘により、全七巻、別に『列藩名君賢臣事実』十巻があると思われてきた。ところがこれまで見てきたように、『観光集』は、写本としては途中欠巻をはさんで八巻（以後の存在はとりあえず不明）。までの所在が判明したことになる。さらに、内容の性質を同じくする別本として、『観察窺班』全三冊がある。今の所、『列藩名君賢臣事実』十巻は、所在が確認出来ない。刊本としては、一巻が存在するが、これは「観光集附録巻十五」ということで、内容は「銀台

遺事」卷三である。これによれば、『観光集』は本文以下に附録として、当時刊行されていた諸藩の君臣の言行録をそのまま翻刻していたということになる。卷十五以後続いて刊行されているのか否かは分からない。またこの附録部分がいわゆる『列藩名君賢臣事実』と一致するのかどうかも分からない。とにかくこの刊本は、別巻一部しか現存していないということとで、全国に流布したとは思われず、刊本となつてゐること自体が驚きである。『観光集』と『列藩名君賢臣事実』の全貌が解明されることを心から願つてゐる。

八

ここで、『観光集』と『觀察窺班』の冒頭部分、題言・凡例と目次掲げられた項目の概要を念のために併記しておく。〔『観光集』には題言はない。〕

観光集

觀察窺班題言

胤永曰経史ハ譬ハ神主牌ノ如シ善クコレヲ用ユル寸(時)ハ国家ヲ治メ天下ヲ平カニスベシ然ラザレハタ、一堆ノ故紙耳覆醬ノ用ニ供スルニ過キス今夫神主コレヲ尊ベハ君上ト敬ヒ祖考ト仰キ至尊限リ無シコレヲ一片ノ木ト云ヘハ一飯ノ炊キニ用ユルニ足ラズ凡ソ物コレヲ用ユルノ如何ニアル吾カコノ卷固ヨリ経史ノ比スベキニアラズト雖モ善ヲ見テ勸ミ(ママ)悪ヲ見テ懲シ善クコ、ニ取りテ用ユル寸(時)ハ或ハ治平ノ万一ヲ補フ

凡例

一 余江戸ニ在ル久シク已ニ列国ノ人ニ交ルヲ多ケレハソノ制度風俗固ヨリ聞キ知ルヲ少カラズ今日ノ実歴ニノ見聞スルヲ得ル者亦多シ今皆前後参考ノコノ卷ヲ編ミ作ル者也
然ルニ制度文為ソノ土人スラ篤ク心ヲ用ユル人ナラテハ是ヲ知ルヲ能ハス況ヤ吾儕他郷ノ一介生ニノ豈ニ尽クソノ詳カナルヲ聞キノ実ヲ得ルト云ハンヤ且制度時ニ從ツテ改マリ風俗世ト変移スレハ見ル者コノ卷ニ記スル所ヲ以テ古ヘヲ例シ後ヲ概スルヲ無カレ

凡例

一 胤永江戸ニ在已ニ列国ノ人ニ交ルヲ多ケレハソノ制度風俗固ヨリ聞キ知ルヲ少カラズ亦今日ノ実歴ニノ見聞スルヲ得ル者極メテ多シ今皆前後参考ノコノ冊子ヲ造ル者ナリ豈ニ今度一行三五日ノ間留杖ノ知ルヲ得ル所ナランヤ且然ルト雖モ制度文為ソノ国人スラ篤ク心ヲ用ユル人ナラテハ是ヲ知ルヲ能ハズ況ヤ吾儕他郷ノ一介生ニノ豈ニ尽ク聞イテ実ヲ知ルト云ハンヤコレ搔痒窺班ノ名ヲツクル所ナリ
卷中一段高く録スル者ハ其国其地

卷中一段高ク書スル者ハ其国其地ノ事ヲアリノマ、ニ記シ一段下ケテ書スルハソノ事ニ因リテ自己ノ愚按ヲ述ヘ論スル者ナリ蓋記事議論ト相待テ発明スルヲアリ故ニ愚論亦削リ去ル能ハス又事ヲ記スル間ニモ愚按ヲ挿入スルアリ議論ノ中ニ事ヲ記スルモアリ見ル者拘ハルヲ無カレ

一 同シ国ニテモソノ事ヲ記スルニ異

同無キ能ハス一例ヲ挙ケテ云ヘハ一国年貢ノ法ヲ記スニ一人ハ四公六民ト記シ一人ハ三公七民ト記スコレ甚タ訝カシキヲナレトソノ実ヲ察スルニ広キ国内ニハ土地ニヨリテ四公六民ナルアリ三公七民ニナルモアリテ一定セサルアリ又先キノ人ソノ事ニ不審ニテ大畧ヲ告クルヲソノマ、ニ記スルモアリ凡テ制度風俗コノ類少カラス今タ、見聞ニ從ヒ参伍考索ノソノ実ナルト覺シキ方ヲ取りテ録スル耳故ニ他ノ記録ニ異ナルヲアルモ見ル者コレヲ疑フヲ無カレ

同シ事ナレト制度ノ部ニ入ルアリ

ノ事ヲアリノマ、ニ記スルモノナリ一段下ケテ書スルハソノ事ニ因リテ自己ノ愚按ヲ述論スルモノナリソレ見聞スルアレハ從ツテ議論無キ能ハス故ニ二ツナカラ相待テ発明スルヲアリ故ニ愚按モ亦アワセ存スルモノナリ且事ヲ記スル間ニモ愚按ヲ挿入ル、アリ又議論中ニ事ヲ記スルモアリ故ニ見ル者拘ハルヲ無カレ

一 同シ国ニテモソノ事ヲ記スルニ異

同無キヲ能ハス一例ヲ挙ケテ云ヘハ一國年貢ノ制ヲ記スニ一人ハ四公六民ト記シ一人ハ三公七民ト記スコレ甚タ訝カシキヲナレトソノ実ヲ察スルニ広キ内ニハ土地ニヨリテ四公六民ナルアリ三公七民ニナルモアリテ一定セザルアリ又先キノ人ソノ事ニ不審ニテ大畧ノヲ傳ルヲソノマ、ニ記スモアリ凡テ制度風俗皆コノ類アリ只見聞ニ從ヒ参伍考索ノソノ実ナルト覺シキヲ取りテ録スル耳故ニ他ノ記録ニ異ナルヲアルモ見ル者コレヲ疑フヲ無カレ

一 同シ事ナレト制度ノ部ニ入ルアリ

風俗ノ部ニ入ルモアリ一例ヲ挙ケテ云ヘハ二三男妻帯セサルノ類習ハシニテセサルハ風俗ニ入レ作法ニテセサル制度ノ部ニ入ル諸条コレニ準ス

一 煩瑣冗雜ノ事ヲモ録ゾ畧セサル者

ハコノ間ニ就イテ政体風俗ノ善悪ヲ察シ知ルヲ欲ス譬ヘハ醫師ノ牛搜馬勃ヲモ悉ク蓄ハヘ然ル後千變奇異ノ病ヲ治スルカ如シ見ル者煩雜中ニ於テソノ要ヲ得ルヲ願フ
余田制ノ事ニ於テ已ニ精カラスコレヲ記スヲ亦疎ナリ且ツ東海南海道ヲ始メ中国九州ニ至ルマテ多クハ米麦兩作ナリ故ニ米納少ク寛厚ノ年貢ト思ヘハ夏年貢アリ却テ苛法ニナルアリ米ヲ納ムル多ク苛法ト思ヘハ麥納無クテ寛ニ婦スルアリ且ツ新田ハ沃土ニテ租少ク古田ハ薄地ニテモ年貢多シ故ニ米麥新古ヲ平均ノ一藩租法ノ寛苛ヲ論スヘシ余カ記ス所実ニソノ一斑ニメ全体ヲ知ニ足ラス

一 全体ヲ知ニ足ラス

或曰一介ノ行旅ソノ国ノ政事ノ枢機シルベキニアラズ親モ察モ詮無キニヤ愚意然ラズ昔西土ノ制ニ列國皆ソノ国ノ詩ヲ帝都ニ貢キ詩六卷詩六卷詩六卷ノ詩ヲ讀ミテソノ風俗政教ノ是非善悪ヲ知ルヲ得テ黜陟賞

罰スルヲアリ今吾カ録スル所皆ソノ外ナリ然ルニ中ニ在ル者外ニ見ハル、常ナレハ明者コノ録ニ因リテソノ国々政教ノ是非ヲ知リテ盛衰ノ由ル所ヲ知ルヲアラン機秘ノ如キハソノ国侯二三ノ老職等ノ与

カル所ニノ国人モ悉ク知ル能ハス況ヤ吾等旅人ニメ豈ニ聞クヲ得ヘケンヤ
余遍ク四方ニ遊ヒ正シクソノ政教風俗ヲ記ノ漏スヲ無ク善惡炳然トノ明カニ火ヲ見ルカ如シ因リテ知ル他人ノ吾カ政教風俗ヲ記スルヲ亦吾カ今日ニ異ナラスコノ卷ヲ見ル者又反觀ノ戒ムル所ヲ知ラレ

一 条目十五件アリテ列藩ヲ記スルソノ目数ニ滿タサルモノハ固ヨリ吾カ見聞ノ及ハザルアリ又見聞スルトモ記スルニ足ラザルアリ見ル者

或曰一介ノ行旅各国政事ノ枢機知
ルヲ得ヘカラス觀察モ詮無キニ

ヤ愚意然ラス昔西土ノ制ニ列国皆
ソノ国ノ詩ヲ帝都ニ貢キ彼ノ列國ノ詩ハ
吾カ國ノ詩ハ

是非善悪ヲ知ルヲ得テ賞罰黜陟
スルヲアリ今吾カ記スル所皆ソノ
外ニノ歌謡ノ類ナリ然ルニ中ニ在

ル者外ニ見ハル、常ナレハ明者コ
ノ篇ニ因リテ各国風教ノ是非ヲ知

リテ盛衰ノ由ル所ヲ知ルヲアラン
即今政府ノ活機ノ如キハソノ国侯
二三老職等ノ与カリ知ル所ニノ国

人モ悉ク知ルヲ能ハス況吾等旅人
豈聞クヲ得ヘケンヤタ、ソノ制
度風俗善ヲ見テコレニ法リ悪ヲ聞

テ自ラ反觀セハ益無シトセサルナ
リ

一 附録ナル者ハ藩国ノ制度又ハ明君
ト呼ハレシ方ノ言行事実ヲ録セル
者ヲ臚写ノ以テ治教ノ万一二補セ
ントス

一 条目十五件アリテ列藩ヲ記スルニ
悉クソノ数ニ滿タス或ハ精粗アル
者ハ固ヨリ吾カ見聞ノ及ハサルア

コレヲ領セヨ

一 同シ事ナレト制度ノ部ニ入ルモア
リ風俗ノ部ニ入ルモアリ一例ヲ挙
ケテ云ヘハ二三男妻対(ママ)セ

ザルノ類習ハシニテセザルハ風俗
ニ入レ作法ニテセザルハ制度ノ部
ニ入ル諸条コレニ準ス

一 附録ナル者ハ今古ニ拘ラス明君良
臣ノ言行事実ヲ臚(ママ)録シ又
ハ名所古跡紀文蹟ハレタル人ノ墓

碑等ヲ載スルモノナリ

一 煩瑣冗雜ノ事ヲモ録ゾ厭ハサル者
ハコノ間ニ就イテ政体ノ善悪ヲ察
シ知ルヲ欲ス譬ヘハ医師ノ牛溲

馬勃モ蓄ヘテ然ル後千変奇異病ヲ
治スルカ如シ見ル者煩雜中ニツイ
テソノ要ヲ得ルヲ願フ

凡ソコノ卷キヲ見ル者先コノ題言
ト五則ノ凡例ヲ能ク見ルヲ願フ

リ亦見聞スルモ記スルニ足ラサル
アリ但シソノ国ノ分限帳ノ類又ハ

余人ノ記行等ニ見及フハ特ニ詳ラ
カナルヲ得見ル者コレヲ領セヨ

一 余遍ク四方ニ游ヒ正シクソノ政教
風俗ヲ記メ漏スヲ無ク善悪炳然ト

ノ明カニ火ヲ見ルカ如シ因リテ知
ル他人ノ吾カ政教風俗ヲ記スルヲ
亦之に異ナラス嗚呼コノ卷ヲ見ル
者又觀メ戒ムル所ヲ知ランカナ

目録

制度 コレ各国ノ官員法度ヲ記シ

間亦ソノ国体政事ニ及フ

学制 學問所ノ制度ヲ記シ武術モ

兼ネテコノ内ニアリ又ソノ盛衰

得失ニ及ヒ蕃學ノ類ソノ他稽古

ニ係ルハ皆此ニ附ス

田制 田ト云ヘハ畑ヲ兼ヌ租法北

条免豊臣免アリ又當時ノ免アリ

テ天下一様ニアラスト聞ク余ソ

ノ詳カナルヲ知ラス凡例ニ云フ

所ノ如シタ、税租ノ多少土地ノ

肥瘠地下ノ諸役ヲ概記シスヘテ
郷中ニ係ルヲ皆此ニ載ス
賞罰 二字ヲ以テ名目トスレトモ

(注 目録開始前に、以下ゴシック体
で示した内容の付箋がある。)

民心帰否 列藩虚実 文武盛衰
民戸古今多少 租税古今多少 一
藩傑人議論 国産如何 交易如何
沿海防禦如何 兵制如何 風俗善

惡 此ヶ条認込候心得ニ而左之目録相
立候旨秋月悌次郎申伝候事

目録

制度 人物

学制 議論

田制 処事

賞罰 物産

風俗 交易

操練 雜記

海防 総記

器械 城郭

賞ヲ記ノ爵ニ及ハサルアリ爵ヲ
記ノ賞ニ至ラサルモアリ総ノ賞
爵ノ当否ヲ記シ刑法類一切此ニ
附ス

風俗 士農商各ソノ風アリ全国惣
容ノ風アリ又上ヨリ下ニ及ヒ下
ヨリ上ニ推シ移ルモアリ皆粗分
記ス風俗ハ政教中ヨリ出ル事ナ
レハ政教上ニ及フモアリ

操練 コレ兵制ヲ記シソノ得失勤
怠ニ及フ近來洋法ヲ採用スル者
アリ故ニ又ソノ沿革利害等モ兼
テ載ス

海防 海岸防禦ノ有無得失ヲ記ス
海無キ国トテモ夫々警備ノ持チ
場アルハ附録ス

器械 新古銃船艦ノ類始メ兵具ヲ
記シソノ得失利害ニ及フスヘテ
器物薬品ナト製スル場所モ又此
ニ并ス

城郭 余營築ノ法ヲ知ルニアラス
タ、一瞥ソソノ大概ヲ記スルノ
ミ又人言ヲ聞キノマ、録スル
モアリ故ニソノ堅否ヲ論スルニ
至リテ蓋当ラサル者多シ

人物 天下ノ士ト称スルニ足ラサ
ルモ一藩有用ノ士ハ記スルアリ

道德ノ士ニアラストモ事業アレ
ハ或ハコレヲ取ル総ノ文学ノ士
ノミヲ挙クルニアラス然ルニ列
藩更ニ人アルヘシ余未タ知ルニ
及ハス

議論 コレ一応ノ談話ナレト識見
アルヲカ又ハ挙ケ行フヘキヲナ
レハ記ス必スシモ経史人物等ノ
議論ヲ云ニアラス

処事 今古ニ拘ハラズ事務処置ノ
要ヲ得タルト思フハ此ニ記ス
物産 山海土地ニ出来ル者ヲ記シ
又スヘテ人功ニテ造ル者モソノ
国ヨリ出ツルハ皆コノ部ニ入ル

交易 コレ唐蘭始メ諸夷ト互市ノ
制度品物ヲ記シソノ利害得失ニ
及フ

雜記 諸目エ配記スヘカラサル雜
事俚話ヲ記スコレニヨリテ土地
ノ風俗政教ヲ察知スヘキアリ故
ニ又コノ目ヲ立ツ

総記 諸目ノ外ソノ全国総体ニ係
ルヲ又士農商各ソノ惣容ノ勢ヒ
アリ皆此ニ記ス

卷一
山城

卷一
山城

京都	制度	学制	賞罰	風	京都	制度	御所	制度	学	田中	制度	学制	風俗	操	田中	制度	学制	風俗	操
俗	御所	物産	雑記	総記	制	賞罰	風俗	産物	雑	練	海防	城郭	雑記	総記	練	海防	城郭	雑記	総記
宇治	物産				記	総記				遠江					遠江				
撰津					宇治御代官支配		産物	風俗		掛川	学制	操練	海防	城	掛川	制度	学制	田制	操
大坂	制度	学制	器械	城	撰津					郭	人物	物産	雑記	総記	練	海防	城郭	物産	雑記
郭	海防	物産	雑記	総記	大坂	制度	学制	風俗	器	浜松	制度	賞罰	操練	海	総記	人物			
兵庫	制度	海防	総記		械	城郭	海防	産物	雑記	防	人物	物産	風俗	雑記	浜松	制度	賞罰	海防	物産
肥前					総記					参河					人物	雑記	総記		
長崎	制度	学制	風俗	海	兵庫	制度	海防	総記		参河					岡崎	制度	学制	操練	城
防	器械	交易	雑記	総記	大和	田制	風俗	産物	人	岡崎	制度	学制	風俗	操	岡崎	制度	学制	操練	城
和泉					物	雑記	総記			尾張					郭	風俗	総記	産物	
堺	制度	海防	物産	総	和泉					名古屋	制度	學術	学制	賞	名古屋	学制	賞罰	風俗	操
大和	田制	風俗	産物	人	記					罰	風俗	操練	海防	城郭	練	海防	人物	城郭	物産
物	雑記	総記			駿府					人物	物産	雑記	総記		雑記	総記			
駿府					府中	制度	学制	操練	城	伊勢					伊勢				
府中	制度	操練	城郭	雑	郭	雑記				桑名	制度	学制	田制	風	桑名	制度	学制	田制	風
記					原駅	物産				俗	賞罰	操練	海防	雑記	俗	賞罰	操練	海防	雑記
原駅	御代官支配	物産								総記					津	制度	学制	風俗	操練
卷二					相模					津	制度	学制	風俗	賞罰	津	制度	学制	風俗	操練
相模					小田原	制度	学政	田制	賞	操練	海防	器械	人物	処	海防	人物	雑記	処事	総
小田原	制度	学制	田制	賞	罰	操練	海防	城郭	産物	紀伊					紀伊				
罰	操練	海防	城郭	物産	雑記	総記				若山	制度	学問	田制	賞	若山	制度	学問	田制	賞
雑記	総記				駿河					罰	風俗	操練	海防	城郭	罰	風俗	操練	海防	城郭
駿河					沼津	操練	海防	物産	雑	人物	議論	物産	雑記	総	人物	議論	物産	雑記	総
沼津	操練	海防	物産	総	記					記					記				

和泉	岸和田 制度 学制 操練 海防 器械 議論 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
卷三・四 欠	徳島 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 器械 雑記	長門
卷五	阿波 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
播磨	徳島 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 器械 雑記	長門
明石 制度 学制 田制 風俗 操練 海防 物産 総記	徳島 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 器械 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
備前	淡路全国阿波ノ領分ナリ 須本阿波ノ老臣稲田九郎兵衛在城	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
岡山 制度 田制 物産 操練 海防 雑記 総記	制度 学制 田制 風俗 操練 海防 城郭 物産 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
備中	松山 制度 学制 田制 操練 城郭 人物 処事 物産 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
備後	土佐 (注 前書きあり。江戸出発に際して許可書を出したが許可が得られな いまま出発した。土佐に至り藩役人に 趣旨を述べたところ、甲浦に留め置か れ、江戸に問い合わせ待つこと十二日、 江戸で断つてあるとの口上で入国でき なかつた云々。)	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
安芸	高知 制度 学制 田制 風俗 操練 海防 物産 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
広島 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 城郭 人物 物産 雑記 総記	高知 制度 学制 田制 風俗 操練 海防 物産 雑記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
長門	総記 器械 城郭 海防 (注 本項第五項に海防あり。解説別文で再出。)	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」	延岡内藤左近将監 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 物産 雑記 総記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
和泉	に当たる内容。) 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 器械 城郭 物産 雑記 総記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
卷六 欠	薩摩 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 器械 城郭 物産 交易 雑記 総記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
卷七	琉球国附	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
文武館へ申渡之書	常平法	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
勧農之事他	巻八	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
日向	飢肥 制度 学制 田制 風俗 人物 物産 総記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」
高財 (注 高鍋の誤りか) 秋月佐渡守 (注 これ以後、新しい地域の解説にも、改ページ無し。) 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 物産 雑記 総記	高財 (注 高鍋の誤りか) 秋月佐渡守 (注 これ以後、新しい地域の解説にも、改ページ無し。) 制度 学制 田制 賞罰 風俗 操練 海防 物産 雑記 総記	萩松平大膳大夫 (注 冒頭部区分名なく、「長府 徳山 岩国ノ三支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱フ」と書き出す。他藩の「制度」

【付記】 本稿をなすに当たって、貴重な資料の閲覧撮影を許可して下さった、新村出財団重山文庫・盛岡中央公民館・もりおか歴史文化館、貴重書のコピーを提供して下さった鹿児島県立図書館、マイクロフィルム複写を下された国文学研究資料館に心からお礼申し上げます。また、畑 洋子氏、秋月孝真氏・倫子氏ご夫妻、中村絃子氏は、秋月一江氏の『觀光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報をご提供いただきました。あわせてお礼申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

二〇一三年五月二十三日